

企画総務課の「令和3年度の運営方針と目標」

企画総務課長 佐藤 豊

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・第6次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる将来像の実現に向け、政策、施策、事務事業の推進を図ります。特に今年度は重点プロジェクトの確実な実現を推進します。
- ・第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画に基づき、効率的で効果的な行政運営と財政規律を維持確保した財政運営の確立に努めます。
- ・行政情報を積極的に提供し、町のビジョンや運営方針等を発信するとともに、行政と町民が事業の目的、目標を共有できるよう丁寧な説明を行い開かれた役場を目指します。
- ・危機管理体制の構築及び内部統制の強化を図るため、内部統制基本方針及び実施方針に基づく体制の強化を図ります。
- ・「矢吹町人材育成基本方針」に基づく人材育成考課制度の確実な実施と人事任用制度への活用及び処遇反映を推進し、職員の育成と持続可能な活気ある組織の構築に努めます。
- ・矢吹町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、役場庁舎の長寿命化、防災機能の強化、庁舎及び公用車等の管理運営の改善に取り組みます。

■課の役割

企画総務課は、企画調整係、財務係、総務係で構成され、①政策立案調整、②行政評価、③高度情報化、④広報広聴、⑤秘書業務、⑥財政（予算・決算）、⑦公有財産の管理、⑧庁舎及び公用車の管理、⑨入札、⑩人事・組織及び給与、⑪人材育成・研修、⑫職員の福利厚生、⑬文書・法令等の法規事務、⑭選挙事務などを行う役割を担っています。

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

職員数	21人
・課長	1人
・副課長	3人
・雇用労政監	1人
・企画調整係	4人（うち会計年度任用職員1人）
・財務係	4人（うち会計年度任用職員1人）
・総務係	8人（うち会計年度任用職員1人）

3 令和3年度の課の運営方針

1. 第6次まちづくり総合計画について

令和3年度は、町の最上位計画「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の後期基本計画の2年目として、重点プロジェクトである「公共交通推進事業」、「企業誘致促進事業」、「（仮称）新田園都市構想事業」、「待機児童解消加速化事業」、「学校給食運営事業」を確実に推進します。

2. 矢吹創生について

「矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「第2期矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では人口減少を最小に抑制することを目標としていることから、各種施策の実施に向け、関係機関、関係各課との連携を図りながら、雇用創出、定住・交流人口等の増加となる「矢吹創生」を目指します。

3. 財政運営について

限りある財源を有効に活用し、健全性を維持した財政運営の指針として「第6次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画」の策定とともに、今後の財政運営において大きな課題となる公共施設の維持管理・更新等にかかる計画として「矢吹町公共施設等総合管理計画」を策定したところであり、中長期的な視点に立った行財政計画に取り組み、徹底した事務事業の見直しや事業の優先順位を図りながら、健全な財政基盤の確立を目指します。

4. 人材育成について

職員は、組織における最高資源、知的資本とされており優秀な人材の獲得から、持続可能な自治体運営、高度・多様化する住民ニーズに対応できる柔軟な人材の育成まで戦略的な人材マネジメントが求められております。本町では、「矢吹町新人材育成基本方針」に基づき「矢吹町人材育成考課制度」をはじめとする人事諸制度の効果的な運用により、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、「町民サービスの向上に資する有能な職員集団」を形成してまいります。

特に令和3年度は、1. 人材育成考課結果の処遇反映の更なる推進、2. 効果的な職員研修制度の実施、3. 昇任候補者育成試験制度の充実を図り、自学推進の組織風土を醸成するとともに、組織における各人の「役割」を認識させ、組織の総合力を高めます。

まちづくり推進課の「令和3年度の運営方針と目標」

まちづくり推進課長 山野辺 幸徳

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ①行政区、町民活動団体、事業者及び行政等の地域の活動実施主体が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、共助の考えのもと協働のまちづくりを推進します。
- ②地域防災計画に基づき、災害発生時に迅速な対応ができる体制を構築するとともに、避難行動要支援者計画、各種マニュアル等を策定し、関係機関との協議を進めます。
- ③「遺魂し運動」の理念に基づき、ごみの減量化や資源の再利用等、ものを大切にする取り組みを進めます。

■課の役割

まちづくり推進課は、生活安全係、環境衛生係、協働推進係で構成され、①協働体制の確立及び協働事業の創造、②行政区・町民活動団体等支援、③統計業務、④消防・交通・防犯業務、⑤消費者行政、⑥環境衛生業務、⑦墓園管理業務などを行う役割を担っています。

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

■職員数	12人
・課長	1人
・副課長	1人
・生活安全係	3人
・環境衛生係	3人
・協働推進係	4人

3 令和3年度の課の運営方針

まちづくり推進課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の実現に向け、まちづくりの理念である「自助・共助・公助の考え方」のうち共助における協働範囲の拡充「協働のまちづくり」を推進するとともに、町民の生命と財産を守るための消防及び防災活動、生活環境保全の維持を図るための公害対策や墓地管理、「遺魂しい運動」の推進による、ごみの減量化や資源サイクル化の更なる施策の展開を図ります。

令和3年度は、特に次の施策に重点を置き、取り組みを進めます。

1 公共交通ネットワークの拡充について検討します。

行き活きタクシーのサービスの拡充について、検証を行い、地域内の公共交通ネットワークの今後の方向性について検討します。

2 協働のまちづくりを具現化するための体制づくりとその取り組みについて検討します。

区長会をはじめ各行政区では、協働の考え方のもと多くの事業が展開されており、今後も、協働による活動が持続的かつ発展的に展開されるよう行政側からのサポートを行います。また、町との協働をさらに深めるために、どのような場面で実践可能か検討します。

3 防災体制の拡充強化を進めます。

地域防災計画について、教育、福祉等の公的機関、町民、議会、行政区及び企業等の民間に対する災害時の行動、災害対策本部との連携等のあり方について情報共有を図り、災害発生時に迅速な対応ができる体制づくりを進めます。

4 「遺魂しい運動」を推進します。

遺魂しい運動について、全町民型の清掃活動を展開し、行政区、企業各種団体等の自主的なクリーン作戦等と連携を図るとともに、資源ごみ回収として自治会の資源回収の環境を整備するなど、矢吹町ごみ減量化推進計画に掲げた目標の達成を目指します。また、本町のごみの現状、ごみ処理費用等に関する情報を広報し、ごみ減量化及び資源化への啓発活動を行います。

税務課の「令和3年度の運営方針と目標」

税務課長 小磯 剛

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・課税客体の把握に努め、公平で公正な課税を行います。
- ・厳正で公平な町税事務と業務の効率化を推進します。
- ・町税等の現年度分・過年度分について収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・町税等に関する情報発信及び納税相談等を通じて納税者への説明責任を果たします。
- ・納期限内納付の啓発と適宜、催告書を送付することにより新規滞納者の発生を抑制します。

■課の役割

税務課は、町税係、固定資産税係、滞納整理係で構成され、①町税等の賦課徴収、②町税に関する各種相談、③町税及び税外収入の滞納処分、④納税思想の普及及び滞納防止、⑤土地、家屋及び償却資産の評価、⑥地籍調査に関する事務などを行う役割を担っています。

2 課の構成（令和3年4月1日現在）

職員数	14人
・課長	1人
・副課長	1人
・町税係	5人
・固定資産税係	4人（うち会計年度任用職員1人）
・滞納整理係	3人

3 令和3年度の課の運営方針

税務課の使命である公平公正な賦課徴収に努め、「第6次まちづくり総合計画」に基づく事業実現のために必要な自主財源の確保のため、令和3年度は、特に次の施策について、重点的に取り組みます。

(1) 適正かつ公正な賦課及び徴収の実現

適正・公正な課税を実現するため、地方税法等に基づいた町税等の賦課及び徴収を推進します。

(2) 税務行政の情報発信

申告・納税等に関する事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。

また、納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応します。

(3) 災害等への税制措置

東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免制度を継続します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等を対象に、事業用家屋及び償却資産の固定資産税について負担を軽減します。

さらに、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額を据え置く特別な措置を講じます。

(4) 納付機会の拡大

これまでの納付方法（口座振替・金融機関・コンビニエンスストアでの納付）に加え、今年度より納税者の支払方法の選択肢を広げるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、銀行窓口等への訪問機会や、窓口での現金授受を減らすため、スマートフォンアプリによる町税等のキャッシュレス決済を導入し利便性の向上を図ります。

(5) 固定資産税評価替え等

令和3年度は固定資産税評価替えを実施することから、納税者に対し課税の根拠等の説明を丁寧に行いやすく行います。また、利用状況の変化がある土地について、的確な把握を行うため現地調査を行い、適正な課税に努めます。

(6) 納税相談

納期限までに納付ができない事情がある方について、納税相談を随時行います。事情により納付が困難な方について、収入状況に応じた納付方法についての解決策を一緒に考えていきます。

(7) 町税滞納対策等

税の公平性を確保する上でも最重要課題であることから、「白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課」と連携し、厳正に事務の執行を進め、差押、公売等の滞納処分に取り組みます。

また、地方税法第48条による個人県民税に係る徴収を滞納処分の特例により福島県に引き継ぎ連携を図りながら滞納処分に取り組みます。

(8) り災証明書・被災届出証明書

災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が自治事務として交付するもので、関係機関と連携し迅速な発行と信頼性の確保に努めます。

(9) その他

各種事務事業の実施にあたっては、「課の運営方針」において、目標を定め、達成に向けて努力します。

総合窓口課の「令和3年度の運営方針と目標」

総合窓口課長 小針 良光

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ①代表電話や各種手続きを所管する「町の顔」として、「明るく 丁寧で 親切かつ 迅速」な対応に心がけ十分な接遇により住民サービスの向上に努めます。
- ②「町民目線」の窓口業務のワンストップ化の検証、包括的な業務委託の検証に努め行政改革を進めます。
- ③町会計管理者として、公金管理、収入及び支払いの審査確認を適正に実行し、職員の財務事務処理能力向上の指導育成を行います。
- ④予算執行状況を的確に把握し、一時借入れなどの資金調達を行い、計画的な支払いに努めます。

■課の役割

総合窓口課は、窓口係、出納係で構成され、①総合案内、②代表電話の取次ぎ、③戸籍事務、④住民基本台帳事務、⑤印鑑証明事務、⑥マイナンバーカードに関する事務、⑦現金・有価証券・物品の出納及び保管、⑧指定金融機関に関する事務、⑨収入及び支出に関する書類審査、⑩決算の調整などを主な役割として担っております。

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

職員数	9人
・課長	1人
・窓口係	6人(うち会計年度任用職員2人)
・出納係	2人(うち会計年度任用職員1人)

3 令和3年度の課の運営方針

総合窓口課は、町会計管理者として、収入・支出といった公金管理や税、使用料の収納に関わる事務と引越し・結婚・通院などの「くらしのできごと」に合わせて、必要な手続きをワンストップで行えるよう幅広い分野にわたり業務を行っております。

主な業務としては、総合案内、代表電話案内、戸籍・住民票の届出、印鑑登録、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・児童手当・児童扶養手当・乳幼児・障がい者・ひとり親医療の受付など多岐にわたっています。

令和3年度は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」後期2年目の年であることから、効果的・効率的総合窓口業務を目指すため、「住民目線のワンストップ業務」の検証を行い、下記施策について重点的に取り組めます。

1. 接遇の向上について

総合窓口課は、役場の顔として「明るく、丁寧で、親切かつ迅速」な対応を心がけるとともに、毎年度、不断の改善と見直しを図る必要があることから職場内研修及び課内会議を充実させ住民サービスの向上に努めます。

2. 総合窓口の充実について

持続的かつ安定的に窓口サービスを提供するため窓口業務の一部を民間に委託していますが、関係各課との協議を行い、「住民目線のワンストップ業務」の効果の検証を行い、民間委託のあり方について、さらなる検討を進めます。

3. 住民サービスの向上について

マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスを進めています。マイナンバーカード取得に関し普及促進を行うとともに、マイナンバーカード申請手続きのサポートについても積極的に取り組んでいきます。

4. 適正な出納業務について

会計事務に関して、法律・条例・規則等に基づき事務が執行されているか、適正に審査・確認を進め職員の財務事務処理能力の向上に努め「統一的な基準による地方公会計」について関係各課と連携を図り、的確に把握するとともに、予算執行状況を掌握することにより、計画的な支払いを進めます。

保健福祉課の「令和3年度の運営方針と目標」

保健福祉課長 阿部 正人

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・町民一人一人が健康で自立した生活が送れるよう保健、医療、福祉、介護等の施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・町民の健康を保持するため、健康増進事業の充実を図り、医療費の削減、安定した国民健康保険事業の運営に努めます。
- ・「高齢者一人一人がいきいきと健やかに、安心して生活できる、地域で支えあう豊かな社会」の基本的理念の実現に向け、介護保険事業の充実を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・「だれもが地域で自分らしく安心して生活できる社会」の基本理念の実現に向けた、障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組みます。

■課の役割

保健福祉課は、健康増進係、国保年金係、福祉係、介護保険係で構成され、①健康づくりの推進、②予防接種の推進、③生活習慣病等の健康診査の推進・事後指導、④国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の運営、⑤町民の福祉向上、⑥民生児童委員運営、⑦障がい者支援、⑧高齢者支援、⑨介護予防事業の推進等の役割を担っています。

2 課の構成（令和3年4月1日現在）

■職員数	23人
・課長	1人
・副課長	1人
・健康増進係	7人
・国保年金係	5人（うち会計年度任用職員1人）
・福祉係	5人
・介護保険係	4人

3 令和3年度の課の運営方針

保健福祉課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の基本目標の中において「人」、「支えあい」、「子ども」に関わる分野を主に担っており、町民の方々が明るい気持ちで健康に毎日を過ごし、この町に住んでよかったと安心して暮らせる取り組みとして、令和3年度においては、以下に沿った保健・医療・福祉・介護等の各事業を実施します。

1. 新型コロナウイルス感染症対策においては、日々状況が変化する中で関係機関との連携を強化し、迅速な対応を図り、町民の安全で安心な生活が確保できるように取り組みます。さらに一日も早い日常生活を取り戻すため、新型コロナウイルスワクチンの接種を機動的で安定的に実施できる体制を整え、受診を推進します。
2. 国保データヘルス計画に基づく保健事業（生活習慣病の広報事業、特定健康診査事業、特定健診未受診者対策、特定保健指導事業、重症化予防事業）を実施し、国保被保険者の健康増進、健康寿命の延伸に努めます。特に生活習慣病ハイリスク者に対しては、積極的な訪問活動等を実施し、医療機関への受診勧奨や生活習慣の改善を働きかけ重症化予防を図ります。
3. 生活習慣病予防として、参加者の年齢や状態に応じた個別運動プログラムにより、体力年齢の向上、メタボリックシンドロームの改善に取り組むヘルスアップ教室を開講します。また、県のモデル事業である民間企業との協働による健康づくり事業（ベジライフセミナー）は、健康意識の向上や食習慣の改善による行動変容が図られることから、多くの町民が健康づくりに参加できる仕組みを構築します。
4. 乳幼児、児童、生徒及び高齢者に対し、病気の予防やまん延防止の観点から、計画的な予防接種に取り組むとともに、感染症に関する正しい知識の普及啓蒙活動、予防接種の受診勧奨を推進し、接種率の向上に努めます。
5. 介護予防事業の一つとして、作業療法士、言語聴覚士及び管理栄養士等の専門家による地域サロンを開講し、転倒や認知症等の予防を推進するとともに、口腔機能改善や体力維持に必要な情報を発信し、高齢者が元気で明るい生活が送れるように事業を推進します。
6. 75歳以上の後期高齢者において疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズに対応するため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業」を具現化し、健康状況や生活機能の課題に一体的に取り組める体制を構築します。
7. 高齢者及び障がい者への福祉サービスの充実を図るため、自らゴミ集積所までゴミを搬出することが困難な方を補助する「さわやか訪問収集事業」、健康増進を目的に対象者を拡大した「はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業」を本年度においても継続し、福祉の向上を目指します。
8. 子ども子育て事業では、保健福祉課が担う施策が多くあり、これまで以上に各種事業の充実を図るとともに、子育て支援課と連携し、子ども、子育てを支援する環境、地域づくりに努めます。

農業振興課の「令和3年度の運営方針と目標」

農業振興課長 鈴木 辰美

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・活気あふれた自立した農家を育成支援し、持続可能な農業の推進を図ります。
- ・町内の農業関係団体と連携し、農業振興地域整備振興計画等の策定を目指します。
- ・風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・除染計画に基づく森林の除染等、放射性物質対策に取り組みます。
- ・農地法に基づく適正な許認可を行ない、農地等の利用の最適化に取り組みます。

■課の役割

農業振興課は、農政係・農業委員会事務局で構成され、①農業の振興育成、②農業経営基盤の強化、③農業委員会事務局業務を主な役割としております。

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

職員数	9人
・課長	1人
・農政係	8人
・農業委員会事務局	
局長	1人(兼務)
次長	1人(兼務)
事務局職員	1人(兼務)

3 令和3年度の課の運営方針

農業振興課は、矢吹町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向け、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」に位置づけられた政策及び重点プロジェクトを念頭に、基幹産業である「農業の活性化」、「農商工の連携」を推進します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散については、これまでに農地の除染や米の全袋検査等の放射性物質対策を徹底的に取り組み、一定の成果を上げているものの、風評被害は未だ払拭されておらず、地域経済に大きな影響を与えております。このような中、令和3年度においては、課の使命と役割に掲げた5項目を重点的に取り組み、震災からの復興・再生に努めてまいります。

これからの農業振興を図る指針となる「（仮称）矢吹町農業マスタープラン」の策定、農用地の高度利用を促進するための「農業振興地域整備計画」の見直しに取り組みます。また、町の基幹産業である農業の振興・発展を図るため、風評被害対策に正面から取り組み、矢吹町産農作物の安心・安全を広く周知し、原発事故以前以上の強い農業を目指します。さらに、農業政策として「日本型直接支払制度」及び「農業中間管理機構」事業も大変有効であり、日本型直接支払制度では、農業の多面的機能の維持・発揮のため地域活動や営農活動支援事業の積極的な取り組みの推進や農地有効利用の続投、効率化による担い手への集積等の仲介役である農地中間管理機構とさらなる連携を図り、担い手農家への支援を推進します。

土地改良事業では、大町・館沢地区の約30ヘクタールの農地を生産効率の高いほ場に転換するため、ほ場整備事業の計画を作成し、早期の事業着手を目指します。

森林除染の実施については、「ふくしま森林再生事業」により、三神地区の森林において間伐、更新材、下刈り等を実施し、放射性物質の低減と森林の環境整備を図ります。

農業委員会事務については、令和元年度より、農地転用の許可権限の一部が県から町に移譲されましたので、町農業委員会では、農地法に基づいた適正な審査による許認可を行ない、農地等の有効利用及び最適化に取り組みます。

事業の実施に当たっては「令和3年度における課の運営方針」を定め、主要事業及び主な事務事業ごとに目標を掲げ、それらの達成に努めてまいります。

商工推進課の「令和3年度の運営方針と目標」

商工推進課長 佐藤 浩彦

1 課の使命と役割

■課の使命・目標(箇条書き)

- ・企業誘致を強化し、町民の雇用安定や地域の活性化に努めます。
- ・矢吹の持つ魅力を全国に発信し、定住・交流・関係人口の増加に努めます。
- ・風評被害の払拭と「開拓のまち・矢吹」のブランドイメージ構築に取り組みます。
- ・中心市街地再生・賑わいづくり事業を展開し地域活性化に努めます。

■課の役割

商工推進課は、企業誘致推進室・地域活性係で構成され、

- ①企業の振興育成、
 - ②商業の振興育成
 - ③農商工の連携推進、
 - ④情報発信の強化、
 - ⑤タウンプロモーションの展開、
- を主な役割としております

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

職員数	8人
・課長	1人
・室長	1人
・企業誘致推進室	2人
・地域活性係	4人

3 令和3年度の課の運営方針

商工推進課は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画後期計画」に位置付けられた政策及び重点プロジェクト等を念頭に、産業の振興により働く場があるまち、選ばれるまちをつくるため、「企業誘致の推進」、「産業の活性化」、「農商工の連携」、「タウンプロモーションの展開」を推し進めます。

令和3年度においては課の使命と目標に掲げた4項目を重点的に取組み、震災及び新型コロナウイルス感染症からの復興・再生に努めてまいります。

商業及び観光については、中心市街地の活性化と商店街の復興・再生を重点課題として、矢吹ならではの特色と魅力を備えた復興を目指し、平成28年度に修復工事が完了し「中心市街地活性化推進施設」としてオープンした「大正ロマンの館」、平成30年度に整備工事が完了した「中町ポケットパーク」を最大限に活用し、地域の賑わいづくりに努めます。また、矢吹駅コミュニティプラザ内の「やぶき観光案内所」においても様々な情報発信事業を通じ観光事業の推進に取組みます。

工業等については、県が復興工業団地の候補地として選定している第二苗畑跡地の整備の早期事業化に向けて、国や県と連携し取組むとともに、企業誘致においても町内外企業に積極的な営業活動を展開し、雇用の創出と地域経済の発展に努めます。

さらにタウンプロモーション事業については、矢吹の持つ魅力を全国に発信するため、マスコミ・広報・ホームページ・SNS等あらゆる手段を使って情報を発信します。

また、「地域おこし協力隊」については、地域交流をはじめとした活動をサポートするとともに、本年度においても隊員を募集しながら、本町の情報発信を主に取組むなど、矢吹の認知度向上を図り、交流・定住人口の増加を図ります。事業の実施に当たっては「令和3年度における課の運営方針」を定め、主要事業及び主な事務事業ごとに目標を掲げ、それらの達成に努めてまいります。

都市整備課の「令和3年度の運営方針と目標」

都市整備課長 福田 和也

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- (1) 住民の生活に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- (2) 災害時（台風・豪雪等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧を行い、通行の確保及び保全を図ります。
- (3) 街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- (4) 住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- (5) 将来を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の増進を図ります。

■課の役割

- (1) 都市整備課は、管理係、道路整備係、都市計画係3係で構成されています。主な役割としては、次の業務を担っています。
 - ① 道路・橋梁等の維持管理に関すること
 - ② 排水路の計画、維持管理に関すること
 - ③ 街路灯・交通安全施設の維持管理整備に関すること。
 - ④ 道路等の境界に関すること。
 - ⑤ 道路法に係る許認可に関すること。
 - ⑥ 町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅の維持管理、及び整備計画に関すること。
 - ⑦ 土木災害復旧事業に関すること。
 - ⑧ 都市計画に関すること。
 - ⑨ 都市区画整理、宅地造成に関すること。
 - ⑩ 公園、緑地の維持管理、整備に関すること。
 - ⑪ 建築確認申請、開発行為に関すること。
 - ⑫ 屋外広告物に関すること。
 - ⑬ 都市緑化保全に関すること。
 - ⑭ 道路・橋梁の新設、改良、更新に関すること。
 - ⑮ 道路・橋梁の整備計画に関すること。
- (2) 大型関連事業として、次の業務を担っています。
 - ① 阿武隈川遊水地整備事業。
 - ② 国道4号4車線化事業
(矢吹泉崎地区事故対策事業、矢吹鏡石道路)

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

■職員数	13人
・課長	1人
・副課長	1人
・管理係	4人(うち会計年度任用職員1人)
・道路整備係	4人
・都市計画係	3人

3 令和3年度の課の運営方針

- (1) 令和3年度は、「福島県沖地震に伴う災害復旧事業」を最優先に、下記の通常事業について効率的、効果的、かつ計画的に実施すると共に、関連事業として国直轄の「阿武隈川遊水地整備事業」、「国道4号4車線化事業」等に取り組みます。
- (2) 道路の街路灯については、地域等からの要望により、計画的に新設工事を行いなど、適正な維持管理に努めます。
- (3) 道路については、定期的なパトロールを行い、砂利道を含む町道の適正な管理に努めます。また、白線やガードレールといった交通安全施設については、交通事故防止の観点から計画的な整備を進めます。
- (4) 町営住宅の家賃滞納者については、町税等収納確保委員会と連携を図りながら実態を調査し、適切に督促等を行い、滞納額の回収に努めます。
- (5) 定住化促進住宅については、適切な施設等の維持補修を実施し、入居率を高める方策を検討します。
- (6) 若者定住促進事業については、町外からの流入人口の増加を図るため、若年層への住宅取得に対し助成を行います。
- (7) 国県の道路・河川整備事業については、関連機関への要望や調整を行い、事業の促進を図ります。
- (8) 都市公園等については、公園施設等長寿命化計画及び大池公園整備計画等に基づき、計画的な施設管理を行います。
- (9) 道路事業では、一本木29号線等の主要道路整備事業を推進し、幹線道路網の充実を図ります。
- (10) 生活道路等については、地域住民と合意形成を図りながら、現道舗装事業を実施し、生活基盤を整備します。
- (11) 橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に修繕等を行います。

【 令和3年度 当初予算】

(1) 土木管理費	33,768千円
(2) 道路橋りょう費	375,230千円
(3) 河川費	7,307千円
(4) 都市計画費	335,995千円
(5) 住宅費	65,754千円
合計	818,054千円

上下水道課の「令和3年度の運営方針と目標」

上下水道課長 柏村 秀一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・安全で安心な水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進を図り、居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設について適切な維持管理に努め、施設の長寿命化及び計画的な更新を図ります。

■課の役割

上下水道課は業務係、上下水道係の2係で構成され、主な役割は以下のとおりです。

- ①上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ②上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ③上下水道の民間委託及び、企業会計に関すること。
- ④上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器整備の維持管理に関すること。
- ⑤上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。

2 課の構成（令和3年4月1日現在）

■職員数	9人
・課長	1人
・専門監	1人
・業務係	4人（うち会計年度任用職員1人）
・上下水道係	3人

3 令和3年度の課の運営方針

(1) 令和4年度から地方公営企業法が適用され、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が企業会計に移行するため、条例改正等の手続き等を行い、経営的視点からの事業運営を目指します。

(2) 今後の広域化等の方針を踏まえ、農業集落排水から公共下水道への編入、施設の統廃合、業務の民間委託等を推進します。

(3) 公共施設等総合管理計画の改定等を踏まえ、水道施設等の除却等を含めた更新計画を検討します。

(4) 公共下水道の整備については、滝八幡地区の県立病院の開院に合わせて管路の整備を行うほか、長寿命化計画に基づき必要な管路等の更新を行います。

(5) 公債権及び私債権について適正な債権管理を行い、債権回収の強化とともに回収不能な債権については適切に処理を行います。

議会事務局の「令和3年度の運営方針と目標」

議会事務局長 氏家 康孝

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・町議会が議事機関として町民に信頼され、その負託に応じていけるよう、議員の議会活動を補佐します。
- ・議会基本条例等に基づき、議会活動を町民に正確に伝え、町議会がより身近な存在となるよう努めます。
- ・監査委員を補佐し、質の高い監査を実施することにより、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう取り組みます。

■課の役割

議会事務局は議会の運営に関し、議員の補助者として町議会が町民に開かれ、より身近なものとなるよう議員活動を補佐します。

監査委員事務局は、公正かつ効率的な本町の行財政の運営を確保するため、監査委員が予算の執行や財産管理、公営企業の経営管理等についてチェックを行うための事務補助としてその役割を果たします。

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

■職員数 2人

- ・局長 1人
- ・副局長 1人

3 令和3年度の課の運営方針

■議会活動の支援

議会事務局では、町議会が議事機関として町民に信頼されるとともに、町民に開かれ、より身近なものとなるよう議会活動を正確に伝える取り組みを行います。また、二元代表制に基づく議事機関として決定機能及び執行機関への監視機能を担いながら町民が期待する役割を十分に発揮できるよう議会運営のサポートに努めます。

また、議会活動のデジタル化の推進や一般質問等の充実、議員をはじめ常任委員会の恒常的な活動強化及び会期外付託調査研修等についても計画的に実施します。

■姉妹友好等市町議会との交流推進

東京都三鷹市等との姉妹市町議員交流等により、議会活動など先駆的行政執行にあたっている事例調査、相互訪問実施等を継続し、議会運営の改善に取り組みます。

■議会情報公開の充実

町民に分かりやすい議会運営のため、本会議の録画配信や議会だより、ホームページによる情報提供をはじめ、議会だよりの紙面づくりの充実及び議会の公開・傍聴など開かれた議会運営を進めます。

■監査事務の補助

監査委員事務については、町が執行する様々な事務や事業が法令等に沿って運営されているか厳正な監査を着実に進めながら、令和2年度より地方自治法の改正に伴い策定された「監査基準」に則り、経済性・効率性・有効性の視点から行政運営の改善に資するため、監査委員の事務補助に努めます。

教育振興課の「令和3年度の運営方針と目標」

教育振興課長 国井 淳一

1 課の使命と役割

■課の使命・目標

- ・矢吹町教育大綱の理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向け、教育、文化、スポーツをはじめとする各種施策を通じ、町民の皆さんがふるさとへの誇りと愛着が実感できる取組みを図ります。
- ・安心して子どもを育てられる環境の充実を図るとともに、保護者支援に努めます。
- ・確かな学力の向上を図ります。
- ・教育環境、教育施設の充実を図ります。
- ・生涯学習によって自己実現のできるまちをつくります。
- ・文化とスポーツが盛んなまちをつくります。
- ・交流を深め、人と人が結びつくまちをつくります。
- ・男女共同参画のまちをつくります。
- ・高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくります。

■課の役割

教育振興課は、学校教育係、生涯学習係、施設整備係で構成され、定例教育委員会に関すること、学校の運営・教育課程、学校保健・学校医・学校薬剤師、学校給食・教科書その他の教材、教員生徒の保健・安全・厚生・福利及び研修、外国人英語指導助手に関すること、児童生徒の入学・転学及び学級編成・安全対策、学習する機会の提供と支援、生涯学習基盤の充実、文化財の保護、文化・芸術の振興、スポーツの振興、地域間・団体間交流の推進、男女共同参画社会の実現、高齢者の生きがいがづくり推進、学校教育施設及び社会教育施設全般に係る維持管理・整備及び施設管理、学校給食施設、教材備品等の教育財産の管理、幼稚園バスの業務委託契約及び管理運営などの業務を主に担っています。

2 課の構成(令和3年4月1日現在)

職員数	30人
・教育次長兼課長	1人
・副課長	1人
・副課長兼指導主事	1人
・中央公民館長	1人
・学校教育係	6人(うち会計年度任用職員2人)
・生涯学習係	8人(うち会計年度任用職員1人)
・施設整備係	3人(うち会計年度任用職員1人)
・文化センター	1人
・ふるさとの森	2人
・図書館	6人

3 令和3年度の課の運営方針

教育振興課は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野のうち、「人」「支え合い」「子ども」「人口減少対策」「計画実現のために」に位置づけた事業について、矢吹町教育大綱及び矢吹町教育振興基本計画と整合性を図りながら、学校等の関係機関、各種団体、各審議会等と連携し、学校教育、社会教育、生涯学習の充実を目指し、各種事業を展開します。

学力向上対策事業については、学力向上推進会議による幼小中連携と、光南高校との中高連携による取り組みにより、町立小中学生全体の基礎学力の向上に努めます。また、講習会の充実を図るほか、家庭学習の強化支援、教員の指導力向上対策の支援を行います。さらに、令和3年度からは、外国人指導助手（ALT）の増員を行い、3名体制で幼稚園から中学校まで英語教育の充実を図ります。

奨学金返還支援事業については、本町における若者の定住を図ることを目的とし、町内に定住して就業する若者の奨学金返還に要する経費に対し補助金を交付します。将来の返済を心配して奨学金の申し込みをためらう方に返還支援の可能性を示すことで、意欲的に学業に専念できるよう経済的、精神的に支援し、かつ将来の定住に結び付けます。

学校給食運営事業については、小・中学生に安全安心な給食を提供するとともに、保護者の負担軽減を図り、未来を担う子ども達を支援することで、安心して子育てできるまちづくりを目指します。なお、令和3年度は、給食費の半額相当を補助し、段階的な負担軽減を図ります。

教育情報化推進事業については、教育分野の情報を広報誌やホームページ等の多くの媒体を活用し積極的に発信します。また、学校教育の場における情報通信技術（ICT）の推進を行い、児童生徒の学習環境の向上及び教職員の業務の軽減と効率化を図ります。なお、令和3年度は、タブレット端末の利活用をはじめ、ICT技術の推進を図るため、新たにICT支援員を配置します。

町内小学校の将来のあり方については、適正規模・適正配置について検討を進めるとともに、その方向性と連動した施設の長寿命化を図り、安全・安心な学校生活の環境整備に努めます。

社会教育施設及び体育施設については、適切な維持管理に努めるとともに、効果・効率的な管理運営方法等の検討を深めます。また、旧中央公民館、旧図書館の利活用策を検討します。

なお、教育委員会として、重点的事业として掲げた事業のうち、当課が所掌する9事業について、課題解消に向け積極的に取り組みます。

【重点事業】

①学力向上対策事業 ②コミュニティ・スクール推進事業 ③小学校統廃合調査研究事業 ④給食施設整備事業 ⑤学校給食運営事業 ⑥教育情報化推進事業 ⑦奨学金返還支援事業 ⑧社会教育施設跡地利用検討事業 ⑨町文化財保護活用事業

子育て支援課の「令和3年度の運営方針と目標」

子育て支援課長 小椋 勲

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・ 矢吹町教育大綱及び第四次矢吹町教育振興基本計画、矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代への支援の取り組み、充実を図ります。
- ・ 矢吹町複合施設の子育て世代活動支援機能（未来くるステーション）について、効果的な事業の推進、効率的な運営体制の構築を進めます。
- ・ 町内の認可保育施設と連携しながら、保育サービスの充実を進めるとともに待機児童の解消を図ります。
- ・ 所管する幼稚園・児童クラブ・未来くるやぶきの安全で安心な環境整備を進めます。
- ・ 関係機関と連携して児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行います。

■課の役割

子育て支援課は子育て支援係、幼稚園保育園係で構成され、少子化対策・子育て支援事業、児童虐待防止・要保護児童対策、家庭児童相談業務、児童手当等支給事務、屋内外運動場の管理運営、幼稚園・放課後児童クラブ運営、民間保育園等への助成、保育園等の入園・退園等事務などの業務を担っています。

2 課の構成（令和3年4月1日現在）

■職員数	30人
子育て支援課	9人
・ 課長	1人
・ 子育て支援係	3人
・ 幼稚園保育園係	5人（うち会計年度任用職員1人）
幼稚園	21人
・ 矢吹幼稚園	6人（うち園長1人 副園長1人）
・ 中央幼稚園	7人（うち園長1人 副園長1人）
・ 中畑幼稚園	4人（うち副課長兼園長1人 副園長1人）
・ 三神幼稚園	4人（うち副課長兼園長1人 副園長1人）

3 令和3年度の課の運営方針

1. 子育て世代応援事業の推進

子育て世代の負担軽減のため、国の行う幼児教育・保育の無償化と合わせ、第3子以降保育料や制限年収以上の副食費を無料にするなど町独自の支援を引き続き実施するほか、子育て世代のニーズに即した児童クラブの運営や幼稚園での給食提供を進めます。

また、「矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係する課や各種団体と連携した子育て世代への支援事業を推進します。

2. 幼稚園・保育園のあり方に関する検討

核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態に伴う幼児教育・保育ニーズに対応するため、柔軟な保育サービスが求められています。

また、園児数の減少が進む中、教育環境、幼稚園運営等の改善、施設の老朽化などにも対応する必要があるため、幼稚園、保育園のあり方について検討を行い、今年度に方針としてまとめます。

3. 待機児童対策の継続

「矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づいて保育ニーズを的確に把握し、国が示す「新子育て安心プラン（令和3年～令和6年）」における待機児童解消策等を活用しながら、受入れ施設等と協議し、受け入れ態勢の確保を図ります。また、幼稚園教諭及び保育士確保のために、就職準備金貸付事業や人材確保給付金事業、保育士宿舍借り上げ支援事業等を継続し、町ホームページや園長会を通じて広く周知するとともに、各保育士養成施設等にも制度のPRを行います。

4. 矢吹町複合施設を拠点とした子育て支援事業運営体制の充実

矢吹町複合施設（KOKOTTO）の子育て世代活動支援機能として開設された「未来くるステーション」を子育て支援拠点とし、「ファミリーサポートセンター事業」、「ホームスタート事業」の更なる充実を図るため、多世代交流の推進、子育て相談の拡充のほか、町ホームページ等を活用して広く周知します。また、屋内外運動施設「未来くる」内の2階に開設している「にここ広場」と連携し、子育て世代の負担軽減を図ります。